

千葉県土地家屋調査士会
「境界問題相談センターちば」遠隔地調停等実施規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、境界問題相談センターちば規則（以下「規則」という。）第25条第2項及び第34条第2項に規定するウェブ会議システムを利用した期日（以下「遠隔地調停等」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(用 語)

第2条 この規程において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）において使用する用語の例による。

(使用するウェブ会議システム等)

第3条 遠隔地調停等は、Cisco Webex Meetings、Zoom、Microsoft Teams、その他のウェブ会議システム等（以下「ウェブ会議システム等」という。）を使用して実施する。
2 ウェブ会議システム等は、常に最新版にアップデートされた状態で使用するものとする。

(端末のセキュリティ)

第4条 遠隔地調停等においてウェブ会議システム等を使用して期日に参加する当事者（代理人及び補佐人を含む。）及び手続実施者は、セキュリティソフトが導入され、かつ使用するOSに関して最新のセキュリティパッチが適用された端末を使用しなければならない。

(遵守事項)

第5条 当事者は、遠隔地調停等において、期日における手続の内容を録音、録画してはならず、期日における手続の内容を放送又は公衆送信してはならない。
2 当事者及び手続実施者は、許諾を得ていない第三者が視聴できない環境で遠隔地調停等に参加しなければならない。
3 手続実施者は、遠隔地調停等を実施する最初の期日の冒頭において、前2項の内容を説明しなければならない。
4 遠隔地調停等の期日に参加する当事者は、前条、本条第1項及び第2項の規定を遵守する旨の誓約を証する情報を、遠隔地調停等を実施する最初の期日の前までにセンターに提出しなければならない。
5 センターの役員及び職員は、遠隔地調停等の実施において知り得た事実を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、運営委員会の決議による。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年1月17日から施行する。